事　務　連　絡
令和８年10月16日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老　人　保　健　課

令和８年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その２）（リーフレット）

令和８年熊本地震による災害発生に関し、「令和８年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その２）」（令和８年10月16日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを介護サービス事業所等に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

介護サービス事業者の方々へ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和８年熊本地震により被災者された方々が介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項

１．被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供できます

○　被災地域の被保険者が、被保険者証及び負担割合証（被保険者証等）を消失又は自宅等に残したまま避難していることにより、被保険者証等を提示できない場合であっても、利用者の、

・　氏名、生年月日、住所
・　負担割合（１割、２割又は３割）

を確認し、介護サービスとして取り扱います。

２．以下の方々については、令和９年２月末までの介護サービスに係る窓口での利用料の支払いを受け取る必要はありません

○　以下（１）（２）の両方に該当する利用者からは、窓口で利用料を受け取る必要はありません。（被災地以外の介護サービス事業所を利用する場合も同様。）
※　施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

（１）令和8年熊本地震により災害救助法が適用された一部の市町村　の介護保険に加入されている方
（詳細は、厚生労働省HP「政策について」＞「他分野の取り組み」＞「災害・危機管理」＞「令和8年熊本地震について」で確認できます。）

（２）以下のいずれかに該当する旨を申し出た方
①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
③　主たる生計維持者の行方が不明である旨
④　主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。